

6

在宅療養支援

医療は受ける場所によって ①外来診療 ②入院医療 ③在宅医療の3つに分かれます。

●在宅医療

在宅医療の大きなメリットは、住み慣れた自宅や地域で安心して自分らしい生活を送りながら医療を受けられることです。

がんの在宅医療は、訪問診療と往診、訪問看護の組み合わせによって、かなりの領域の対応ができます。また、がん医療は、外科療法・放射線療法・化学療法・緩和ケアに大別できますが、在宅医療の場合には、専門的かつ本格的な疼痛管理や緩和ケアが受けられます。痛みのある場合には、在宅で医療用麻薬（モルヒネ等）や鎮痛剤を使用した鎮痛療法も行われます。在宅で医療用麻薬を使用している方に対しては、薬剤師が訪問し、その服薬や保管の状況を確認し、指導していきます。

病状次第では、40歳以上であれば介護保険制度も活用でき、医療と介護が連携して在宅での療養生活を支える仕組みがあります。地域によって体制が異なる場合がありますので、下記の相談窓口へご相談ください。

※40歳未満の方は P.59 「熊本県がん患者 QOL 向上事業」を参照ください。

●相談窓口

かかりつけ医療機関の地域医療連携室、がん相談支援センター、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、市町村

【コラム5】訪問診療と往診

訪問診療とは、あらかじめ医師が診療計画を立て、患者さんの同意を得て定期的に自宅等を訪問し、診療を行います。

往診とは、突発的な病状の変化などに対して医師が患者さんの求めに応じ、自宅等を訪問し診療を行うことをいいます。

【コラム6】医療用麻薬について

医療用麻薬は大麻や覚せい剤などとは全く別のものです。医療用麻薬は痛みがある状態で医師の管理のもとで適切に使う限り中毒になることはありません。

また、長期間使用しても効果がなくなることはなく、余命に影響がないことも確認されています。主な副作用（便秘、吐き気、眠気）は対処可能です。

●薬の形

・飲み薬(錠剤・カプセル・散剤・水剤)・舌下錠・バツカル錠
(口腔内で溶ける薬)・貼り薬・坐薬・注射剤

●在宅療養を支援する施設や職種

〔地域包括支援センター〕

在宅療養に関するさまざまな制度の利用や福祉の相談に応じます。

〔がん相談支援センター〕

あなたの治療と療養におけるさまざまな相談に応じます。

〔市区町村の窓口〕

役所の窓口で、医療や介護における、さまざまな助成制度などの申請や相談に応じます。

●担当医（病院）

治療や体の状態のことで、何か異変などがあったときに対応します。

●在宅医（在宅療養支援診療所）

定期的に訪問診療し、緊急時などに対応します。また専門的な治療を行った病院の担当医と連携し、必要に応じて再入院の調整などもします。

●薬剤師

薬の説明をしたり、使用法・副作用に関する相談に対応します。

●歯科医・歯科衛生士

歯や、口のケアなどの相談に応じます。

●訪問看護師

症状を緩和するためのケアをご自宅で行います。患者さん・ご家族にじっくりと関わり、療養生活を支えます。

●理学療法士・作業療法士

日常生活を送る上での基本的な動作の回復や機能の低下の予防をはかります。

●ホームヘルパー

訪問して、日常生活の介護や買い物、掃除などの家事の援助を行います。

●ケアマネジャー

在宅療養でどんな支援を受けられるか、一緒に考えて計画を立てます。
(介護保険の対象者のみ)

●介護保険

在宅の療養時には、介護が必要になったり、ベッドや車いすなどの福祉用具が必要になることがあります。病気や加齢などで介護を必要とする状態となっても尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を過ごしていただけるよう必要なサービスを提供する制度です。

●対象者

65歳以上の方

介護が必要となった原因を問わず、給付対象です。

40歳～65歳未満の方

16の特定疾病に該当し、介護を必要とする場合です。

＊がんと診断された患者さんは状態により介護保険の利用が可能です。

●サービスの利用料

ケアプランに基づいて介護（介護予防）サービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割～3割が利用者負担になります。

●相談窓口

お住まいの自治体の介護保険担当課、地域包括支援センター、がん相談支援センター、かかりつけ医療機関の医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等

●障害者総合支援法

身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等の障がいの種別にかかわらず、一元的に提供されるサービスです。がんの治療により、身体障害者手帳の交付対象となる場合があります。

身体障害者手帳の交付対象疾患例

疾 患	状 態
頭頸部がん (鼻、口、のど、あご、 耳などの部分にできる がん)	喉頭部摘出により声を出すことができなくなった場合、腫瘍切除等による顎、口腔、咽頭喉頭の欠損により経口摂取ができない場合など
肺がん	呼吸機能が低下し、在宅酸素療法が必要となった場合など
直腸がん等	人工肛門（ストーマ）を造設された場合など
膀胱がん 腎臓がん等	回腸導管造設術などストーマ造設された場合など
骨肉腫	四肢の切断を行った場合など

※身体障害者手帳の交付申請手順については P.72をご参照下さい

市町村によっては、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与する制度があります。

詳細はお住まいの市町村にお問い合わせください。

●相談窓口

がん相談支援センター、かかりつけ医療機関の医療ソーシャルワーカー、お住まいの自治体の障がい福祉担当課

●自治体の任意事業

介護保険や障害者総合支援法によるサービスの利用は年齢や身体の状態、疾患等により制限があります。

自治体によっては家事援助事業や緊急通報システム等の提供を任意で取り組んでいる自治体があります。実施している事業内容は各自治体によって異なりますので、詳しくはお住まいの各自治体へお問い合わせください。

●地域包括支援センター

各市町村には地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を総合的に支援することを目的に地域包括支援センターが設置されています。

詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

●ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは保育所・幼稚園などの送迎や、保護者が病気や自分の都合などでお子さんの育児ができないときに育児の支援を行う「提供会員」と育児の支援を受けたい「依頼会員」で構成し、子育てを地域で相互援助する会員制の活動です。

治療や受診の際に利用できる可能性があります。

事前登録が必要となりますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。

●ひとり親家庭等の日常生活支援事業

ひとり親家庭等の方々が、一時的な用件で子育て等ができない時に、家庭生活支援員を派遣し、家事、子育てのお手伝いを受けることができる事業です。

詳しくは、お住まいの各市町村にお問い合わせください。

